

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月26日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 愛知県小牧市大字下末字五反田434番地の3	
氏 名 エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社	
代表取締役社長 杉浦 由佳	
電話番号 0568-74-1801	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	エヌジーケイ・セラミックデバイス(株)山口工場
事業場の所在地	山口県美祢市大嶺町東分2701-1
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	電気用陶磁器製造業(2544) 電子機器用部品製造業(3089)
②事業の規模	84億円
③従業員数	500名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別図-1, 2のとおり(発生から処理工程まで)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別図-3のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和7年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	—	—
排 出 量	—	—

(これまでに実施した取組)

抑制対策は実施していない

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	—	—
排 出 量	—	—

(今後実施する予定の取組)

抑制対策の予定はない

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・分別している廃棄物の種類：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ
- ・分別に関する取組：工程ごとに発生したものを、それぞれの指定場所にて、指定容器又は設置タンクで保管管理（防液堤設置場所）している

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・今後分別予定の廃棄物の種類：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ
- ・分別に関する取組：今後とも工程ごとに発生したものを、それぞれの指定場所で分別を確実にし、指定容器又は設置タンク内で保管管理（防液堤設置場所）する

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（これまでに実施した取組） 再生使用は実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（今後実施する予定の取組） 再生使用の予定はない		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙2-2のとおり	—
	（これまでに実施した取組） メッキから発生する排水はFeCN吸着処理装置を設置し、無害化処理を推進し、今まで産廃処理していた洗浄液の一部を最新の排水処理施設で処理することにより減量化を図っている		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙2-2のとおり	—
	（今後実施する予定の取組） 上記の現状対策を維持継続する		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（これまでに実施した取組） 埋め立て処理は実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（今後実施する予定の取組） 今後も埋め立て処理の予定はない		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥、廃油	廃酸、廃アルカリ
	全処理委託量	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	（これまでに実施した取組） 委託基準に従って、特別管理産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 発生した廃棄物は、再生利用する産業廃棄物処理業者に全て委託している。		

－	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	汚泥、廃油	廃酸、廃アルカリ
		全 処 理 委 託 量	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙2-2のとおり	別紙2-2のとおり
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	—	—
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—
		(今後実施する予定の取組)		
		今後とも発生する廃棄物は、再生利用する産業廃棄物処理業者に全 て委託する。 委託先処理業者は、定期的に現地確認を実施する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	208 t		
	(今後実施する予定の取組等)			
既に電子マニフェストを導入済み				
※事務処理欄				

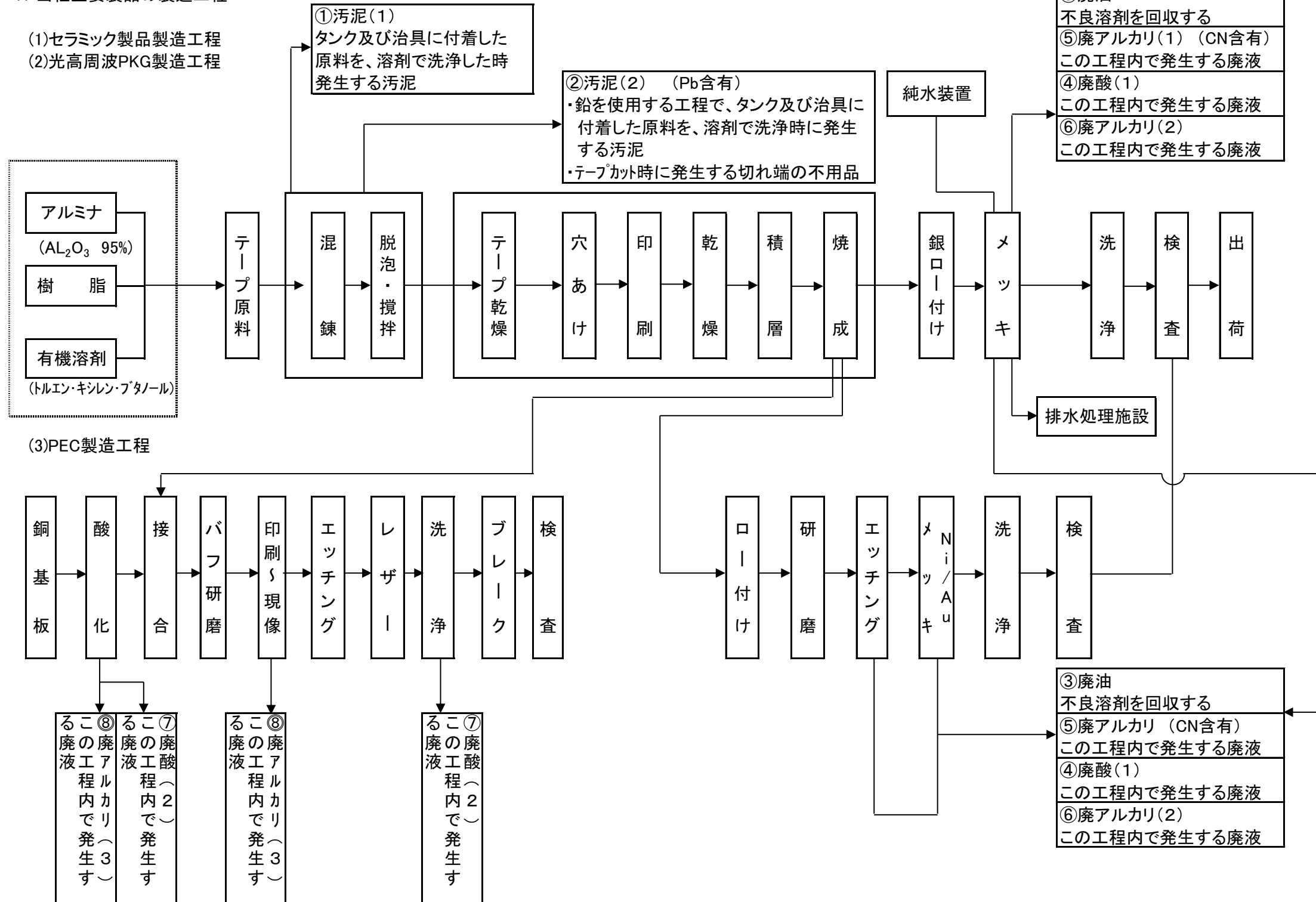
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

製造工程フロー図及び特別管理産業廃棄物発生フロー図－1

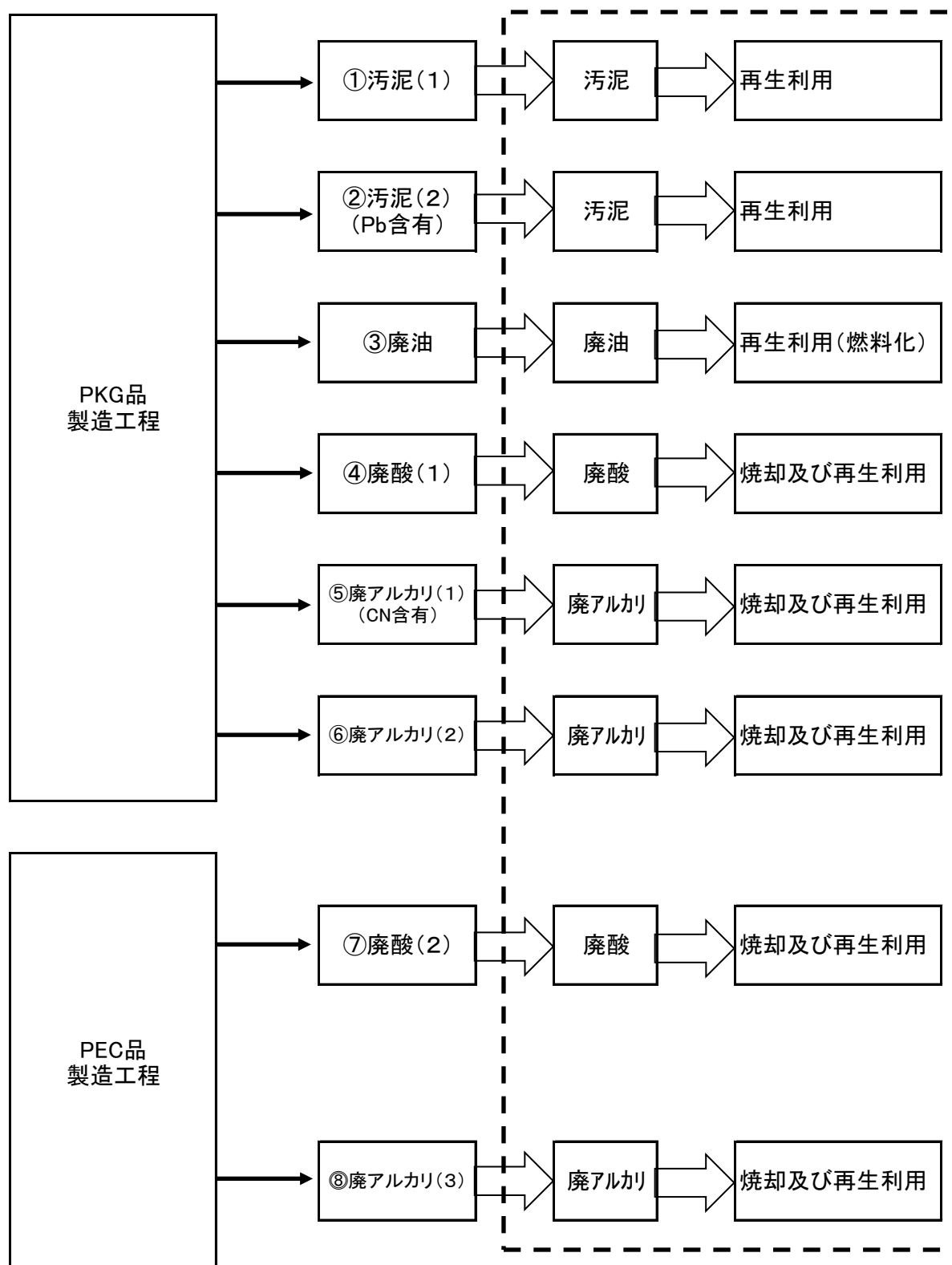
1. 当社主要製品の製造工程

(1)セラミック製品製造工程
(2)光高周波PKG製造工程



特別管理酸魚廃棄物処理フロー図

→ : 廃棄物処理の流れ
- - - : 委託処理部分の範囲



産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

・廃棄物統括者及び管理組織図

		廃棄物統括者 環境管理責任者
		組織名 : 廃棄物管理組織 組織人員 : 23名
役割	廃棄物管理組織	廃棄物の適正管理の指導、及び発生抑制、再利用、再生利用、削減計画の立案と検討を行い、推進実行する。
	廃棄物統括者及び代理者	○廃棄物計画の承認 ○廃棄物処理に関する各種事項の承認
	廃棄物管理責任者及び代理者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と適正指導実施 ○収集・運搬業者、処理・処分業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関係会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項
廃棄物管理組織 <pre> graph TD A[廃棄物管理組織] --> B[廃棄物統括者及び代理者] B --> C[廃棄物管理責任者及び代理者] C --> D1[山口工場 間接部門] C --> D2[P K G 製造部] C --> D3[P K G 技術室] C --> D4[P K G 設備室] C --> D5[P E C 工場 第2製造課] C --> D6[H C 工場 第4製造課] C --> D7[第4品質保証課] D1 --> E1[管理者] D2 --> E2[管理者] D3 --> E3[管理者] D4 --> E4[管理者] D5 --> E5[管理者] D6 --> E6[管理者] D7 --> E7[管理者] </pre>		

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(2026年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社	所在地(市町名)	美祿市	事業の種類	電気用陶磁器製造業(2544) 電子機器用部品製造業(3089)
-------------	----------------------	----------	-----	-------	-------------------------------------

区分	種 類	(単位:トン)																			
		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	13	20									13	20	0	1						
	廃酸	58	80									58	80	15	20						
	廃アルカリ	104	150					42	60			62	90	62	90						
	感染性産業廃棄物																				
	PCB	4	0									4	0	4	0						
	PCB汚染物	13	0									13	0	13	0						
	PCB処理物																				
	廃石綿等																				
	有害産業廃棄物	74	110									74	110	74	110						
	計 (B)	266	360	0	0	0	0	42	60	0	0	224	300	168	221	0	0	0	0	0	0